多 産 第 291 号 令和 6 年 2 月16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多古町長 平山 富子

市町村名		多古町
(市町村コード)		(347)
地域名 (地域内農業集落名)		五辻地区
		(飯笹、間倉)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年2月14日
		(第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

・担い手が利用する農地について集積・集約化が進んでいないため、農地の集積・集約化が必要。

- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・大和芋を主要作物とし、団地化を形成する。
 - ・担い手に集約化を進め、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

•	·		
	区域内の農用地等面積		43.5 ha
	うち農業」	上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.5 ha
	(うち保全	・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

五辻地区の農地利用は、中心経営体である5名の認定農業者と、2名の認定新規就農者、2名の基本構想水準 到達者が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していくことにより対応して いく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委と調整し、農地バンクを通じて				
	進める。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最				
	適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。 				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	用水を確保するための畑地かんがい事業を今後検討する。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、				
	地域内外から、多様な経営体を募り、息向を踏まえなから担い手として自成していくだめ、可及びJAと連携し、 相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。				
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	(5) 辰耒協问組合等の辰耒文振サービス事業有等への辰作業安託の活用力針				
	UT/C프리카호전/바라스마타니스(C. V. A.				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	③ドローンによる農薬散布作業や、自動操舵システムを使用した農作業機械の使用を進める。				